

監査委員公告

平成16年4月13日付け 441-3の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、宮崎県知事及び宮崎県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成16年10月21日

宮崎県監査委員	川	崎	浩	康
宮崎県監査委員	矢	野	政	男
宮崎県監査委員	井	本	英	雄
宮崎県監査委員	満	行	潤	一

1 身体障害者相談センター

(1) 監査の結果に関する報告事項

備品購入について、契約書の作成を省略する代わりに提出させるべき、請書による契約がなされていないものがあった。

(2) 宮崎県知事の措置の内容

基本的な事務手続きの確認がなされていないことが要因であったことから、備品購入のチェックリストを作成し、物品購入要求書（予算執行伺）に添付し、支出までの事務について、担当者及び出納員が確認しながら進めることとした。

2 計量検定所

(1) 監査の結果に関する報告事項

郵便切手及び郵便切手出納簿について、調査日に所在が不明となっており確認できなかった。

なお、郵便切手及び郵便切手出納簿を後日確認したところ、平成14年度に年度の使用数量を上回る購入により、年度末の残数が累増して繰り越されていた。また、繰越枚数確認についての出納員の押印がなされていないなど郵便切手の管理が適切でなかった。

(2) 宮崎県知事の措置の内容

郵便切手及び郵便切手出納簿については、後日、監査事務局に確認を受けた。郵便切手の購入に当たっては、今後は、年間使用枚数や残枚数を確認し計画的に購入する。繰越枚数確認の押印など郵便切手の管理については、財務規則第191条に基づく事務処理を厳格に行い、管理の適正化に努めることとする。

3 小林商業高等学校

(1) 監査の結果に関する報告事項

扶養手当について、認定の誤りにより支給不足となっているものが見受けられた。

(2) 宮崎県教育委員会の措置の内容

ただちに認定を行い、支給不足分については追給した。今後かかることのないよう確認を徹底する。

4 高千穂高等学校

(1) 監査の結果に関する報告事項

戸の鼻教職員住宅（S52）屋上防水補修工事について、宮崎県工事請負契約約款に定める下請負に関する手続が取られないまま工事が施工されていた。

(2) 宮崎県教育委員会の措置の内容

監査後直ちに業者に「一部下請通知書」を提出させた。今後このようなことがないように宮崎県工事請負契約約款をより精読し、現場監督回数を増やす等の措置を講ずる。